

大洲市老人デイサービスセンター 肱流苑

大洲市介護予防・日常生活支援総合事業

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	回数	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要支援1相当	1月に3回まで(回数払い)	3,800円/回	380円	760円	1,140円
要支援2相当	1月に7回まで(回数払い)	3,910円/回	391円	782円	1,173円
要支援1相当	1月に4回以上(包括払い)	16,550円/回	1,655円	3,310円	4,965円
要支援2相当	1月に8回以上(包括払い)	33,930円/回	3,393円	6,786円	10,179円

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合		2,250円	225円	450円	675円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	720円	72円	144円	216円
		要支援2	1,440円	144円	288円	432円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		1月につき所定単位×59/1000			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※	介護職員等の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		1月につき所定単位×12/1000			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本 利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
同一建物減算	当該減算の要件 に該当した場合 (1月につき)	要支援1	3,760円	376円	752円	1,128円
		要支援2	7,520円	752円	1,504円	2,256円